

教育学研究科 延長生学費の取り扱いについて

1. 修士課程・博士後期課程

在学年数（休・留学期間を除いた年数）が2年（修士課程）/3年（博士後期課程）を超える場合、前学期終了時点での修了所定単位数に対する不足単位数をもとに、学期ごとの学費額を計算します。

【2016年度以前入学者の場合】

大学院（修士課程／博士後期課程）延長生学費

	授業料	教育環境整備費	演習料および 実験演習料
研究指導のみが残っている者	学期所定額※の50%	学期所定額※の50%	学期所定額※の満額 (該当者のみ)
不足単位数はあるが 研究指導は修了している者			
不足単位数が14単位以下で 研究指導と授業科目を履修する者	学期所定額※の70%		
不足単位数が15単位以上で 研究指導と授業科目を履修する者	学期所定額※の満額		

【2017年度以降の入学者の場合】

大学院（修士課程／博士後期課程）延長生学費

	授業料	演習料および 実験演習料
研究指導のみが残っている者	学期所定額※の50%	学期所定額※の満額 (該当者のみ)
不足単位数はあるが 研究指導は修了している者		
不足単位数があり 研究指導と授業科目を履修する者	学期所定額※の満額	

※学期所定額とは・・・当該延長生と同一研究科の同一専攻に在学する標準修業年限の最高学年度の学生が、学期ごとに納入する学費の所定額のこと。ただし、以下のように入学年度で決定済の場合は以下金額を適用します。

【2016年度以前入学者授業料】 2016年度以前入学者が延長生となり、かつ同一研究科の同一専攻に在学する標準修業年限の最高学年度の学生が2017年度以降の入学者である場合は、授業料の学期所定額は次の通りとなります。

修士課程（数学教育専攻以外）：278,500円／半期

修士課程（数学教育専攻）：406,500円／半期

博士後期課程（教科教育学専攻数学科内容学を除く）：231,000円／半期

博士後期課程（教科教育学専攻数学科内容学）：337,500円／半期

【2011年～2016年度入学者 教育環境整備費】

(春学期、秋学期各期)

修士課程(数学教育専攻を除く) 60,000円

修士課程(数学教育専攻) 90,000円

博士後期課程

(教科教育学専攻数学科内容学を除く) 40,000円

博士後期課程

(教科教育学専攻数学科内容学) 55,000円

【2010年度入学者博士後期課程入学者施設費】

(春学期、秋学期各期)

30,000円

- ・授業料の計算に当たり、100円未満の端数が生ずるときは、10円の位を四捨五入します。
- ・その他、各学期あたり、学生健康増進互助会費(1,500円)、学会会費(250円)を徴収します。
- ・休留学により履修学年(実質の学年)が1～3年で標準修業年限内の場合、授業料、教育環境整備費、施設費は所定額の満額となります。
- ・再入学の場合、さらに計算が異なる場合がありますので、教育・総合科学学術院事務所までお問い合わせください。

2. 教育学研究科高度教職実践専攻(教職大学院)

在学年数(休・留学期間を除いた年数)が1年(1年制コースの場合)/2年(2年制コースの場合)を超える場合、前学期終了時点での修了所定単位数に対する不足単位数をもとに、学期ごとの学費額を計算します。

	授業料	演習料および実験演習料
修了に必要な単位数から前学期終了時まで に取得した単位数を差し引いた単位数が 4単位以下である者	学期所定額の50%	学期所定額の満額 (該当者のみ)
修了に必要な単位数から前学期終了時まで に取得した単位数を差し引いた単位数が 5単位以上である者	学期所定額の満額※	

※学期所定額・・・当該延長生と同一研究科の同一専攻に在学する標準修業年限の最高学年度の学生が、学期ごとに納入する学費の所定額のこと。

- ・授業料の計算に当たり、100円未満の端数が生ずるときは、10円の位を四捨五入します。
- ・その他、各学期あたり、学生健康増進互助会費(1,500円)、学会会費(250円)を徴収します。

以上
教育学研究科